



豊能町監査委員告示第3号

令和7年度定期監査の結果に関する措置状況について、町長及び教育長から報告がありましたので、その内容を次のとおり公表します。

令和8年2月27日

豊能町監査委員
同

田 中 啓
針 原 祥



豊能総第 379 号
令和 8 年 2 月 4 日

豊能町監査委員 田中 啓二 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町長 上浦 登
(公印省略)

令和 7 年度定期監査に関する措置状況について (報告)

令和 8 年 1 月 6 日付け豊能監第 28 号で通知のあった標記の件について、別紙
のとおり報告します。

①令和7年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
出納室	<p>令和3年度決算審査から重ねて指摘してきたところでもあるが、決算剰余金の財政調整基金への積立は、いわゆる“貯金を増やす”素地として、財政再建に向けての有効な一つの手法であるため、安易に取り崩すことなく毎年度確実に積み立てを行われたい。</p> <p>これらの決算処理を行うためには、会計管理者は財務関係法令、町財務規則等に基づき、各担当課が、日々の会計処理をより適切に行うことを指導するとともに、町長は財政再建に向けての礎であることを職員に十分に周知され、実施されたい。</p>	<p>決算剰余金を財政調整基金へ積み立てるにあたり、各担当課に対し、財務関係法令および町財務規則等に基づく日々の会計処理が適切に行われるよう指導を行い、今後も適正な事務処理を行っていきます。</p>
総合政策課	<p>● 空き家対策の町の役割(令和3年度～継続)</p> <p>町内の空き家の現状は、一部自治会で実態調査も進められており、一部所有者の所在不明などから、家屋の損壊や放置されている管理不全空家の状況が見受けられ、良好な住宅環境に悪影響を及ぼしている現状にある。</p> <p>このため、住宅の流通促進事業は、民間の一般住宅市場での流通を注視しつつ、NPO法人との連携や「住まいの相談窓口」の周知の強化を図られたい。とりわけ、町の役割としては、地域の実情をよく把握している自治会の協力も得て、良好な住宅環境を維持するため、法改正の趣旨も踏まえ行政上の措置を重点的に取り組まれたい</p>	<p>空き家の流通を促進するためには、物件の掘り起こしが重要であると考えており、本町においてはNPO法人と連携して「住まいの相談窓口」を開設し、移住に関する相談等の業務を行っています。周知に関しては、町ホームページのほか、固定資産税の納税通知書発送の際にチラシを同封するなどの取り組みを実施しています。</p> <p>また、令和5年度に創設した空き家の家財道具処分に対する補助制度に加えて、令和6年度には空き家のリフォーム工事に対する補助制度及び大阪府外から豊能町に移住する方に対する支援制度を創設、今年度には本町出身者で、再び本町に転入する方に対する補助金制度を新設し、空き家の流通促進の取り組みを推進しました。</p> <p>さらに、令和6年度に引き続き、東ときわ台自治会との連携により、東ときわ台内に空き家を所有されていると思われる方に対して、適正な空き家の管理や空き家の活用を掲載したチラシを納税通知書に同封する取り組みを行いました。</p>
	<p>● 公共交通政策について</p> <p>持続可能な交通の維持のためには、地域の実情に応じた移動ニーズを量と質の両面から現状把握と分析を行い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律のもと他分野とも共創しながら、誰もが快適に移動できる環境の整備に向けて取り組まれたい。とりわけ、国道423号線の拡幅整備及び小中一貫校の整備に伴うスクールバスの導入やスクールバスとコミュニティーバスの一括運用を検討されたい。</p>	<p>現在の地域公共交通維持確保の課題は、人口減少に伴う乗降利用者数の減少に加えて、バス運転手の不足が深刻化しており、地域の移動ニーズに自治体や交通事業者であっても十分に答えられなくなっていることから、交通事業者との意見交換や協議を密にしながら、様々な施策とも関連づけて利用促進と事業者支援策を行ってきたところです。</p> <p>国道423号の拡幅整備につきましては、建設課を通じて、国・府へ要望を行いました。また、義務教育学校の開校に伴うスクールバスについては、開校後の運用・利用状況を確認し、地域住民の利用(混乗)の可能性の検討を行っていきます。</p>

<p>広報職員課</p>	<p>● 定員のあり方(令和4年度～継続) 人口減少、歳入減少の中で、業務の削減、見直しを行い定員管理を見直されたい。</p> <p>● 職員の人事異動により在籍年数が短くなっているため、安定した業務運営の確保を図られたい。</p>	<p>業務内容、手順の更なる見直しを行い、人口規模、財政規模が類似する団体の定員数を参考に規模に見合った定員管理を行っていきます。</p> <p>在籍年数については、3年程度を目安にしているところですが、職員総数や業務内容を踏まえ、部署ごとの在籍年数の最適化を図ります。</p>
<p>総務課</p>	<p>● 行政手続きのオンライン化(令和4年度～継続) ・現時点における各行政手続きの進捗状況と実施時期を明らかにされたい。</p> <p>● 会議の公開に関する指針の策定(令和4年度～継続) ・町が主催する外部の有識者を含めた会議や各種審議会などは、担当課によって情報公開の取扱いが統一されていない。町民にとって重要な会議は、議事録の作成をはじめ会議後一定の期間を定めて、公表時期の統一化など基本ルール化した「会議の公開に関する指針」について、策定済みであれば指針の内容を、策定中であれば策定時期を示されたい。</p> <p>● 行政連絡協議員報奨金の取扱い ・自治会運営補助金と合わせて活動の根拠を明確にし、支出の見直しを進められたい。</p>	<p>特に国民の利便性向上に資する手続きとして、国が示す子育て、介護関係手続きをはじめ、法令等で定められているその他の事務についても、順次検討したいと考えています。実施時期については、情報システムの標準化が完了した後、転出届・転入予約以外の事務についてもスマートフォン等で手続きが完結することを目指し、行政手続きをオンライン化する取組を進めていきます。</p> <p>外部の有識者を含めた会議や各種審議会については、豊能町情報公開条例において、会議の公開に努めることとしております。また、それぞれの会議や審議会で公開規定を定め、運用している状況にありますので、「会議の公開に関する指針」については、必要に応じて策定を検討します。</p> <p>行政連絡協議員は、町政の円滑な運営と町民との連絡調整を図るとともに、協働のまちづくりを推進するため、自治会の代表者に自治会内での連絡調整役を担っていただいております。報償金は、業務に対する報償であり自治会長としての役割に対するものではないため、運営補助金とは別の目的で支出しています。見直しについては、必要に応じて検討していくとともに、活動内容については会議等で明確にしていきたいです。</p>
<p>行財政課</p>	<p>● 財政運営基本条例の制定 行財政運営にあたっては、中期的な見通しを持ち、常に行財政需要や財政リスクを管理するとともに計画的に行われなければならない。今後、財政運営の基本的な事項を定めた「財政運営基本条例」の制定に向けてスピード感をもって検討されたい。</p>	<p>「財政運営基本条例」の制定については、財政状況、財政運営のルールとして町・議会・住民が情報を共有するには有効であると考えますが、まず、町の財政負担の軽減を図るために、「豊能町新たな行財政改革推進計画」に取り組んでまいります。とりわけ、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕や、施設の維持管理費の経常経費の圧縮が不可欠であると考えますので、学校等の再編や公共施設の再編に集中的に取り組んでまいります。その後、持続可能な財政基盤を整備するために条例制定に向けた検討を行っていきたいと思います。</p>

<p>● 決算剰余金の取り扱い 令和3年度決算審査から重ねて指摘してきたところでもあるが、決算剰余金の財政調整基金への積立ては、いわゆる“貯金を増やす”素地として、財政再建に向けての有効な一つの手法であるため、安易に取り崩すことなく長期的に基金がいくら必要になるのか数字で示し、予算の段階から目標額を設定し、毎年度確実に積み立てを行われたい。 これらの決算処理を行うためには、会計管理者は財務関係法令、町財務規則等に基づき、各担当課が、日々の会計処理をより適切に行うことを指導するとともに、町長は財政再建に向けての礎であることを職員に十分に周知され、早急を実施されたい。</p>	<p>決算剰余金については、9月定例会の決算審査を経て、12月定例議会において前年度実質収支額を前年度繰越金として全額繰越す予算の補正を行っており、同時に前年度繰越金の全額を財政調整基金積立金へ積立てる補正予算も行い積立てを行っています。</p>	
<p>● 豊能町入札監視委員会 豊能町入札監視委員会の資料、議事概要は、今後、ホームページ等で公表していくこととされている。その後の措置状況として既に公表されたのか、公表されていないければ、具体的な時期を示されたい。</p>	<p>令和7年度に入札監視委員会の開催を予定しており、開催後速やかに資料及び議事概要をホームページ等で公表します。</p>	
<p>● 補助金執行の適正化 ・町補助金交付規則に基づき、適正に措置されるよう周知徹底を図られたい。 補助金を含めた剰余の金額は、翌年度へ繰り越されていたため、補助金執行のあり方も含め関係担当課と協議されたい。</p>	<p>団体や個人への補助金等は、行政を補完し、公共の福祉を増進させる上で有効な役割を果たすものですが、その一方で恒常化しがちにもなります。 交付にあたっては、公益上の必要性や有効性等についても十分に考慮され、明確に説明できるものでなければなりません。 補助金の交付につきましては、「豊能町補助金交付規則」により執行の適正化を図り、各補助金、交付金等の交付要綱による支出根拠の明確化、事業内容の評価を行い、適正な執行額の確認を行い、前年度繰越金の内容の精査、必要であれば補助金の返還手続きを行ない、適正に措置されるよう引き続き庁内掲示板や予算編成方針等で周知を図っていきます。</p>	
<p>税務課</p>	<p>徴収権消滅までに悪質な滞納者を見逃さないよう、税の公平性が確保されるよう努力を行われたい。</p>	<p>不誠実な滞納者に対しては、徹底した財産調査を行い、差押え等の滞納処分を進めていきます。なお、担税力のない滞納者には資力の回復・生活の再建を促す観点からやむを得ず滞納処分の執行停止を行うこともあるが、引き続き、税の公平性の観点から滞納整理を進めていきます。</p>
<p>保険課</p>	<p>● 保険料等の公平性の確保(令和4年度～継続) ・引き続き、保険料等の公平性が確保されるよう努力を行われたい。</p>	<p>税務課徴収室との連携を図り、必要に応じ財産調査等を行い、引き続き保険料等の公平性の確保に努めていきます。</p>

<p>建設課 (道路河川 G)</p>	<p>● 工事費の縮減のため、直営できるものと外注するものの計画を作成するよう検討されたい。</p>	<p>簡易な修繕や倒木処理等については直営で、建設機械の使用等専門的な作業は外注で実施しているところです。 工事費縮減を考え、幅広く直営での良質な作業を増やすため、職員の技能講習の受講や資機材の確保等を財政部局と協議するとともに、費用対効果を含め直営・外注を検討していきます。</p>
<p>(都市計画 G)</p>	<p>● 光風台駅前エスカレーターは、保守・監視業務と相当の経費がかかっているため、管理コストに見合うよう利便性を上げる方法を検討されたい。</p>	<p>上り・下りの併用利用等の利便性向上についてメーカーと協議したところ、現在のエスカレーターの設備では技術的にも使用の安全性でも困難であります。管理経費については、令和7年度において保守点検業者と協議し一部縮減したところですが、今後も保守・監視業務内容の精査を行うことにより一層の経費の見直しに努めます。</p>
<p>(都市計画 G)</p>	<p>● 除草等清掃業務委託契約後に、増額の変更契約を安易にすることなく内容を精査されたい。</p>	<p>当初の設計時において、数量を精査し契約していますが、突発的な対応や地域住民の要望により業務をやらざるを得ず、変更契約や追加発注にて対応しているところです。 また、簡易な状況においては、シルバー人材センターの活用や地元自治会等と協力し、費用の抑制に努めるとともに安易に変更増額を行わないよう取り組みます。</p>
<p>農林商工課</p>	<p>● 補助金執行の適正化 所管補助金の執行について、適正に執行されている補助団体もあるが、補助団体の決算において、剰余金が恒常的に発生し補助金額以上に繰越額が発生しているものや、補助目的や効果を検証すべき補助金も見受けられるため、町補助金交付規則に基づき適正に執行されているか、精査及び検証されたい。</p>	<p>繰越額の多い補助金交付団体においては、その額が当該団体の運営上適切な規模であるかを精査、検証しており、実績に応じた補助金の執行を行っています。</p>
<p>環境課</p>	<p>● 今後のごみ収集運搬方法 現在の家庭系ごみの収集運搬方法については、直営方式(職員が可燃ごみ類等)と民間委託方式(民間事業者がカン・ビン類等)で行われているが、技能労務職の高齢化とともに直営方式の収集体制には限界が来つつある。 一斉に民間委託方式に切り替えることは、現実的に難しいと思われるため、職員の退職動向も踏まえながら現時点から目標年次を定め、民間委託方式へシフトできるように計画的、段階的に準備を検討されたい。</p>	<p>定年に伴う収集職員の減少や定年の段階的な引き上げに伴う高齢化を踏まえ、かねてより段階的な民間委託の拡充に向けて比較検討を行ってきました。 令和8年度からは、可燃ごみの収集を直営から民間委託に移行することし、その準備を進めています。</p>

豊能教総第729号
令和8年2月4日

豊能町監査委員 田中 啓二 様
豊能町監査委員 針原 祥次 様

豊能町教育委員会教育長 板倉 忠
(公印省略)

令和7年度定期監査に関する措置状況について（報告）

令和8年1月6日付け豊能監第28号で通知のあった標記の件について、別紙
のとおり報告します。

①令和7年度定期監査結果に基づく各所属の措置状況について(報告)

所属	監査委員の指摘事項(所属個別)	各所属の措置状況
教育総務課	<p>● 遠距離通学補助金について適正に補助金額を算定されたい。</p> <p>● 財政状況を鑑みる必要があるが、児童・生徒の給食、就学援助等に取り組みたい。</p>	<p>補助金額については、以前は補助要件となる地域から学校まで公共交通機関(デマンド含む)を利用したと想定した場合にかかる運賃(定期代(スクールバス))を設定していたところですが、公共交通の減便等により公共交通機関を利用することができなくなったため、自家用車等で送迎した場合を想定し、通学距離にかかる燃料費を補助単価とするよう要綱を改正したところ。燃料単価については、調達価格ではなく、市場価格を参考に定めることとしています。</p> <p>児童・生徒の給食費補助については、中学校給食では既は無償化しているところですが、小学校給食については、物価高騰分のみを補助しているところ。令和7年12月に公立小学校の給食を無償化するための費用が閣議決定されたところですので、本町の財政状況も勘案しながら、国費等を有効に活用し小学校給食の完全無償化の早期実現に向け取り組むことで、児童を持つ世帯への負担軽減を図りたいと考えます。 また、就学援助については、生活保護法を準用し要保護者、準要保護者を受給者として支給しているところであり、引き続き取り組んでいきます。</p>
義務教育課	<p>● GIGAスクールサポーター配置事業 週1回、サポーターを小・中学校に配置して、タブレット端末の活用を進めることができたことと事業評価で報告されている。当該事業は令和3年度からの継続となるため、児童・生徒の習熟度に応じてさらなる事業の見直しを検討されたい。</p>	<p>本事業の業務内容は、教職員への研修(ICT活用指導力及び情報セキュリティ意識の向上等)、タブレット端末等の各種マニュアル作成、ICT機器の故障やトラブル対応、授業準備支援として機器の動作確認やICT教育環境に係る各種システムの年度更新作業等です。 令和8年度からは義務教育学校開校によりインターネットの通信速度も上がります。サポーターの支援により、ICTを活用した教育をさらに推進し、児童・生徒の習熟度に応じて配置の見直しを検討していきます。</p>
こども育成課	<p>町外幼保からの小中入学者にも保幼小中一貫教育の考えを浸透する方策を検討されたい。</p> <p>派遣されている保育士に対し、引き続き会計年度任用職員として任用できるような制度を検討されたい。</p>	<p>対象児童の保護者に対しては、保幼小中一貫教育だより「豊能の風」や町ホームページにより、保幼小中一貫教育の取り組みに関する理解浸透を図っていきます。</p> <p>派遣保育士を引き続き会計年度任用職員として任用することについては、関係法令等に基づく派遣会社との契約により、通常、紹介手数料名目の費用負担を求められます。保育士の安定的な人材確保を図るため、費用対効果を検証のうえで保育士紹介制度の活用を検討していきます。</p>

②令和7年度定期監査結果に基づく総括・共通事項の措置状況について(報告)

監査委員の指摘事項(総括・共通事項)	総括・共通事項の措置状況
1. 行政課題の継続性	
<p>・本町の財政状況は、一般的な「厳しい財政状況」であることに留まらず、「危機的な財政状況」に置かれていることを、これまでの決算審査意見書等で指摘してきたところである。</p>	<p>共通課題は「財政再建」であり、継続的に財政の健全化を図る不断かつ早急な取り組みが必要です。このため、「豊能町新たな行財政改革推進計画」により、町組織全体で、継続的に行財政改革に取り組みます。</p> <p>また、ご指摘の通り、財政再建の要は、現在および今後の需要と現状の規模との齟齬があり、かつ多額な経費を要している学校施設及び公共施設の再編にあり、これらの再編なしに持続可能な財政運営の見通しを持つことは不可能です。</p> <p>小中一貫校整備は令和8年度、公共施設再編整備は令和12年度を目途として完了させることとしており、これらの事業を確実に完遂するため人的、財政的な投資を集中的に行います。</p> <p>その後、持続可能な財政基盤を整備するために、条例制定に向けた検討を行っていきます。</p>
<p>・日々の行財政運営において、改善の努力をされていると思われるが、結果として大きな効果に繋がっておらず、過去の決算数値や財政調整基金等の減少傾向には変わりはなく、大きな改善傾向も見られない状況にある。</p>	
<p>・当面の課題としては、小中一貫校の整備や、公共施設の再編整備の取り組みもあり、少子・高齢化に関する財源の増嵩も予想されるが、今後、行財政運営の中長期的な見通しをもたなければ、持続可能な行財政運営が行えるかどうか不透明である。このため、財政運営基本条例の制定について条例制定に向け取り組まれることを要請する。</p>	